2025年２月10日

各位

会社名　　株式会社BCJ-88

代表者名　　代表取締役　杉本　勇次

富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する

公開買付け実施に向けた検討状況のお知らせ

Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループが議決権の全てを間接的に所有する株式会社BCJ-88（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年12月18日付「富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ（賛同に係る前提条件の放棄等）」及びその後のプレスリリースにおいてお知らせしたとおり、ＦＫ株式会社（以下「ＦＫ」といいます。）を含む対象者の株主との協議及び交渉を行った上で、開示書類等の準備が整い次第、2025年１月下旬又は同年２月上旬を目途に富士ソフト株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始する予定である旨を公表しておりました。

公開買付者は、第２回ＦＫ公開買付け（注）と本公開買付けが両立しない関係にあることから、「第２回ＦＫ公開買付けが撤回され又は不成立となっていること」を本公開買付け開始の前提条件に含めておりました。公開買付者は、第２回ＦＫ公開買付けの帰趨を見届けることによって対象者の株主及び本新株予約権の所有者の皆様の意向を確認した上で本公開買付けを開始する方針であったことも理由にこのような前提条件を設定しておりましたが、第２回ＦＫ公開買付けにおける買付け等の期間が繰り返し延長されていた状況を踏まえて、2025年２月上旬にかかる前提条件を放棄する判断を行い、本公開買付けの公開買付代理人の決定及び本公開買付けに係る資金の確保を完了の上で、本公開買付けを2025年２月５日に開始すべく、開示書類等の準備を進めてまいりました。

そのような状況の中、公開買付者は、本公開買付けの開始を公表する予定であった2025年２月４日に、同日付でＦＫより提出された第２回ＦＫ公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書により、第２回ＦＫ公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格が9,850円に引き上げられたことを確認しました。これを受けて、公開買付者は、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（9,600円）の引き上げをせずに本公開買付けを開始したとしても、本公開買付けの成立は見込めないことから、2025年２月４日に、本公開買付けを2025年２月５日に開始することを見送る判断をいたしました。現在、公開買付者は、いかなる提案が対象者並びに対象者の株主及び本新株予約権の所有者の皆様にとって最適であるか検討しているものの、本公開買付けに係る予告を撤回することも選択肢に含め、今後の方針について慎重に検討を行っておりますので、本公開買付けを開始する場合又は開始しないことを決定した場合には、速やかにお

知らせいたします。

（注）「第２回ＦＫ公開買付け」とは、2024年11月15日付「富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び同年11月19日付「富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」においてＦＫが公表した公開買付けを意味します。

以 上

【ディスクレーマー】

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けに関する進捗を一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及び対象者（その関連者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-５条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の

結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又は対象者（その関連者を含みます。）は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。